

小橋本先生の

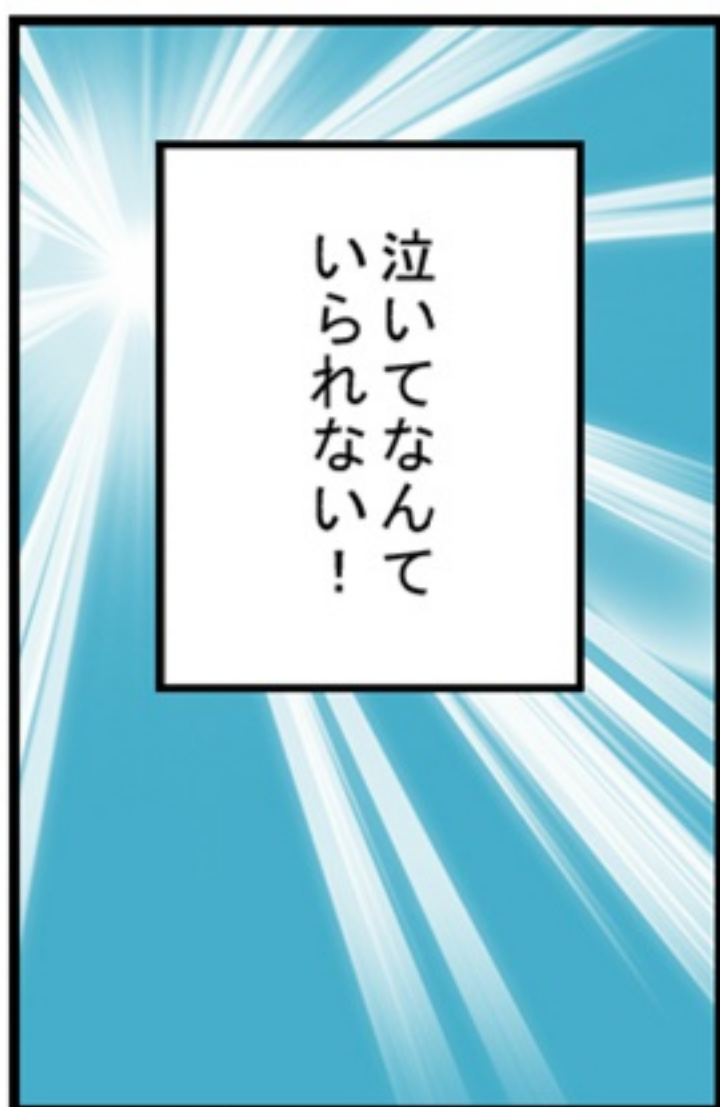
あんしん離婚相談室



第1回 離婚… そのときどうしますか？

監修：弁護士法人リバーシティ法律事務所

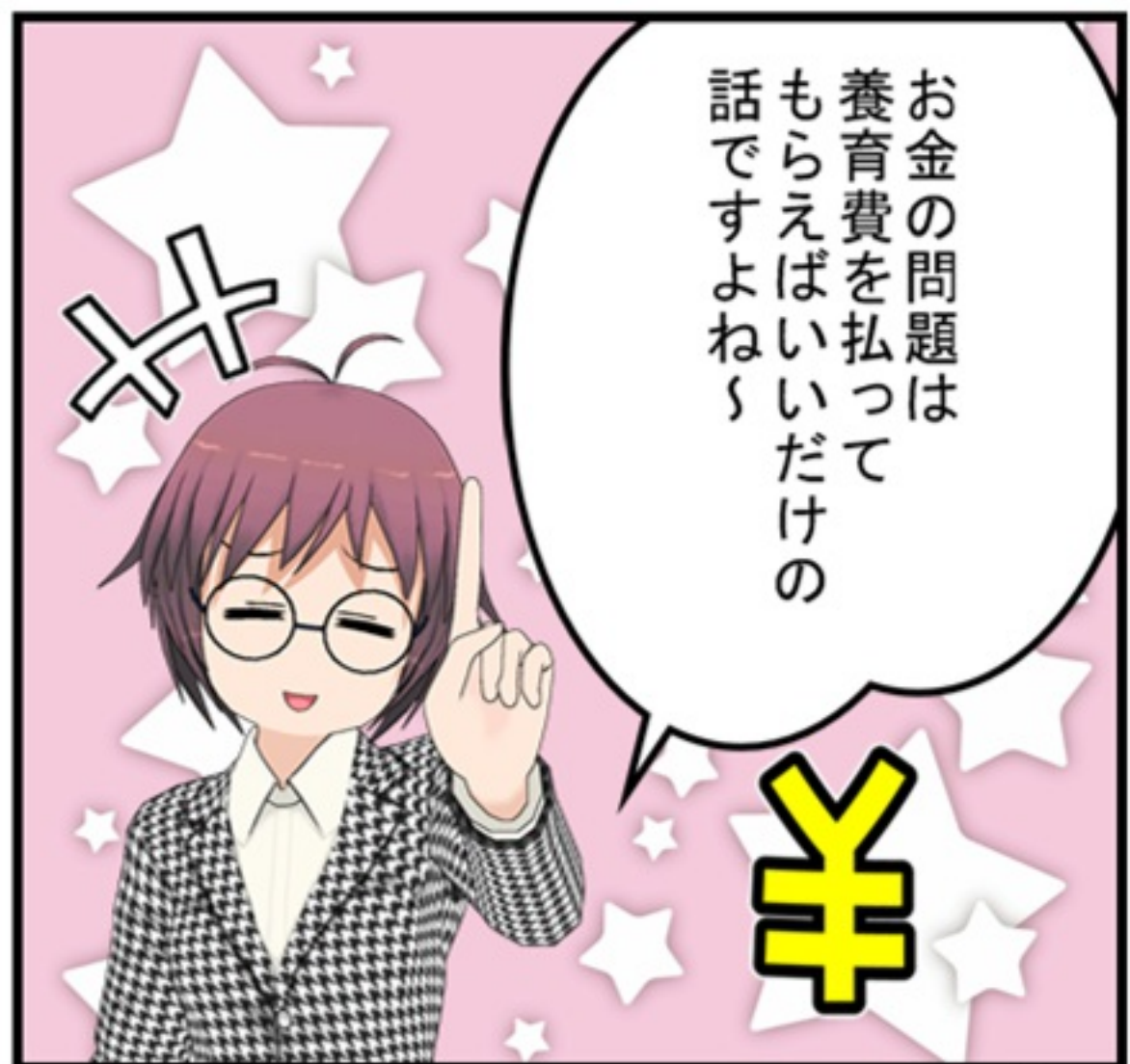
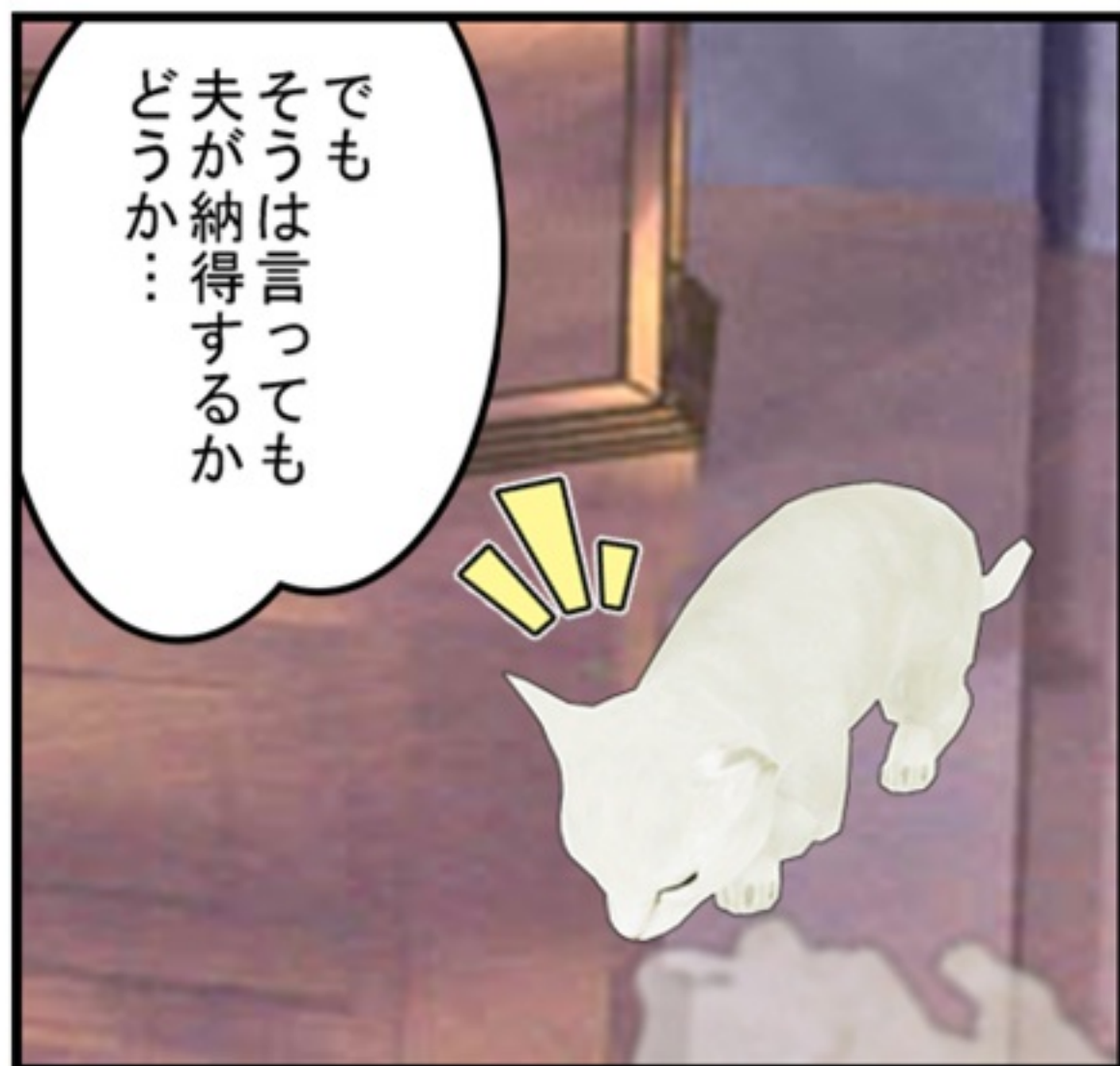












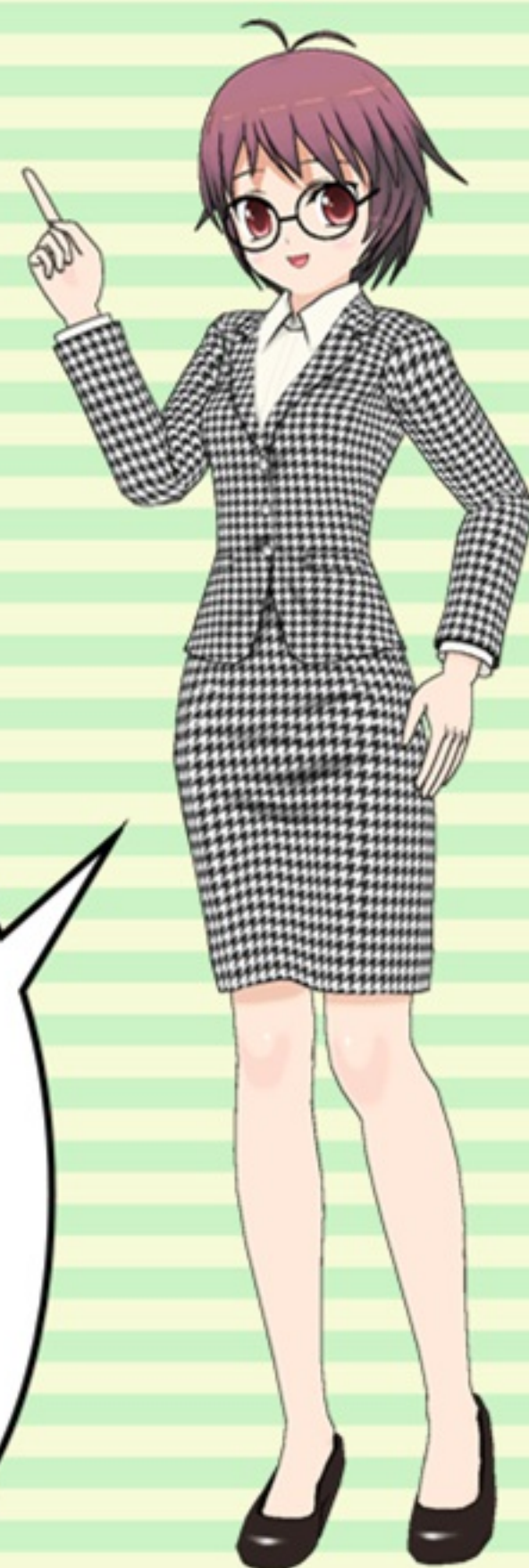


- ①協議離婚
→話し合いによる離婚
- ②調停離婚
→家庭裁判所による話し合いの手続
- ③裁判離婚
→裁判所に裁判を提起する離婚手続

※このほかに、審判離婚もあります。



裁判の前には
原則として
調停をしなければ
なりません









調停の席で
何とか
離婚に合意
することが
できました



夫と別居して
いろいろ
ありましたが…



調停の間も
先生にいろ
いろアドバ
イスを
いただい
て

おおっ!

親権は私
養育費もき
ちんと決
めてもら
うことが
できました



仕事も決まり
忙しいけれど
毎日が
充実しています



娘も月一回の
パパとの面会を
楽しみに
しているようです

本当に
ありがとう
ございました

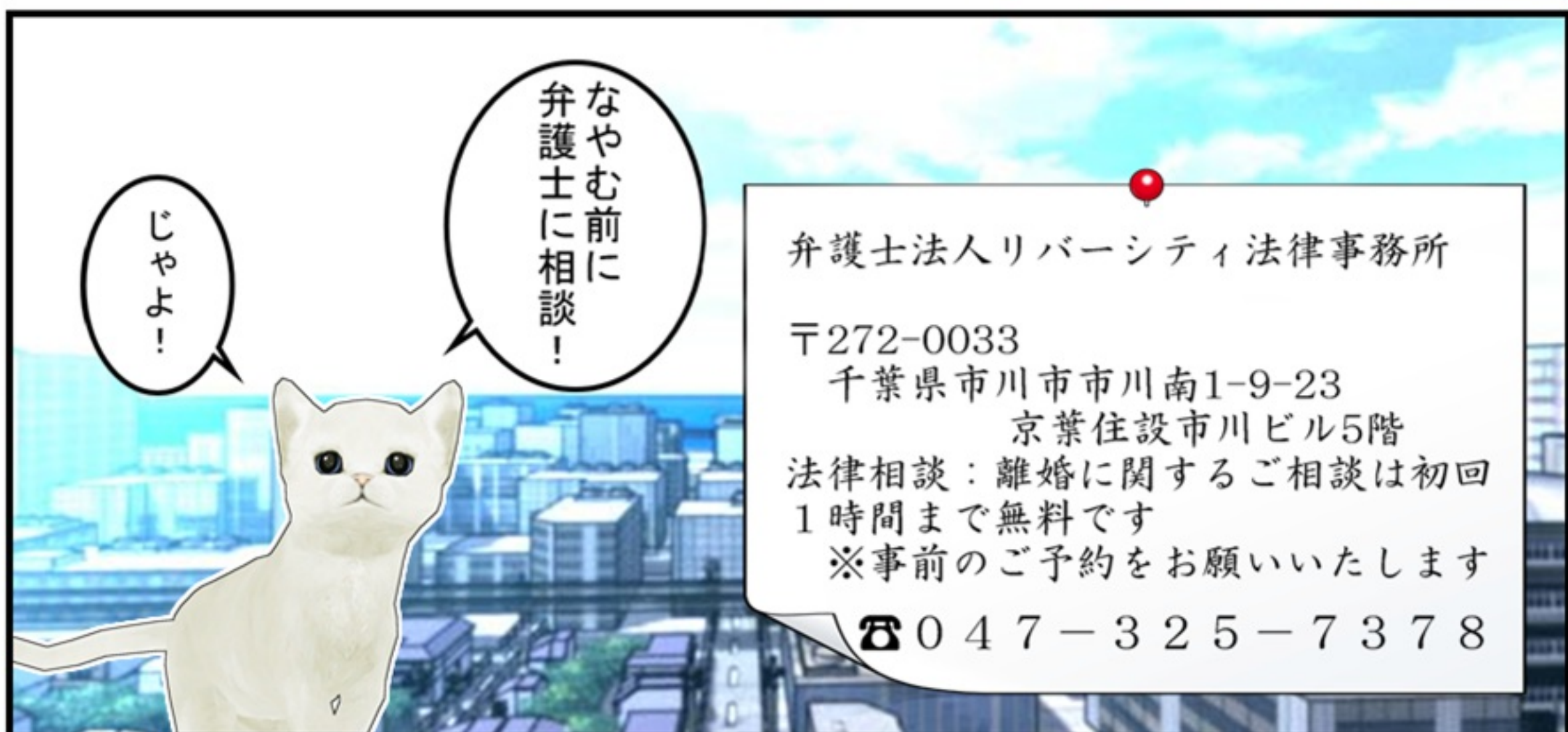


一度の成功で
慢心するで
ないぞ！



よかつた！
無事解決ね！

弁護士として
やりがいを感じる
瞬間よね



なやむ前に
弁護士に相談！

じゃよ！

弁護士法人リバーシティ法律事務所

〒272-0033

千葉県市川市市川南1-9-23

京葉住設市川ビル5階

法律相談：離婚に関するご相談は初回
1時間まで無料です

※事前のご予約をお願いいたします

☎ 047-325-7378